陸前高田オートキャンプ場施設整備事業　業務要求水準書

Ⅰ　総則

１　要求水準書の位置付け

　陸前高田オートキャンプ場施設整備事業業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、本事業の遂行に関し、県が受注者に要求する業務水準を示すものであり、応募者が業務の内容に関して提案を行うに当たって具体的な指針となるものである。

　要求水準書に示す業務水準は、県が受注者の実施する業務に求める仕様及び性能等の水準を示したものである。このため、この水準は、業務を実施するための最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。また、技術提案においては、要求水準書等で具体的な内容が示されている部分であっても、示す水準と同様で、より効果的な提案があれば、県はその費用と効果の妥当性について検証し、適切に評価するものであり、本プロポーザルの目的に合致する効果的な提案を期待するものである。

　なお、この要求水準書は、陸前高田オートキャンプ場施設整備事業指定管理予定者・設計・施工者選定プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）その他県が本事業に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

２　事業概要

(1) 事業の目的

　本事業は、東日本大震災津波以降、施設の利用を停止していた「陸前高田オートキャンプ場」の再開に向け、テントの大型化やキャンプ場利用者のニーズの多様化などに対応した施設となるよう、施設再開後の運営予定者（以下、「指定管理予定者」という。）の運営方針に合わせた整備を行い、施設の利便性及び利用者のサービスの向上を実現できる施設整備を行うことを目的とする。

(2) 業務の概要

　本事業は、受注者が提案する内容に基づく設計を行った上で、用地造成工事、既存建築物の解体及び改修工事、新施設建築工事を行うものである。

　受注者は、県の方針を踏まえ、要求水準書に示す要求水準を満たす設計、工事施工の各業務を行うものとする。各業務の主な範囲は、次に掲げるとおりとし、契約は、業務ごとにそれぞれ締結する。

ア　土木工事に関する設計業務

（ア）用地造成工事、関連して必要となる工事の設計（基本・実施設計）

（イ）用地造成工事、関連して必要となる工事に必要な各種調査

（ウ）用地造成工事、関連して必要となる工事に必要な許認可及び計画通知等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続きを含む）

（エ）その他本事業を実施する上で必要な関連業務

イ　土木工事に関する建設工事

（ア）用地造成工事、関連して必要となる工事の施工

（イ）近隣対策・対応

（ウ）用地造成工事、関連して必要となる工事に必用な許認可及び関係機関との協議並びに申請等の手続き

（エ）その他本事業を実施する上で必要な関連業務

ウ　建築工事に関する設計業務

（ア）既存建築物の改修工事や解体工事、新施設建築工事、関連して必要となる工事の設計（基本・実施設計）

（イ）既存建築物の改修工事や解体工事、新施設建築工事、関連して必要となる工事に必要な各種調査

（ウ）既存建築物の改修工事や解体工事、新施設建築工事、関連して必要となる工事に必要な許認可及び計画通知等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続きを含む）

（エ）その他本事業を実施する上で必要な関連業務

エ　建築工事に関する建設工事

（ア）既存建築物の改修工事や解体工事、新施設建築工事、関連して必要となる工事の施工

（イ）近隣対策・対応

（ウ）既存建築物の改修工事や解体工事、新施設建築工事、関連して必要となる工事に必要な許認可及び関係機関との協議並びに申請等の手続き

（エ）その他本事業を実施する上で必要な関連業務

⑶　敷地条件等

所在地　岩手県陸前高田市小友町字獺沢

敷地面積　22.4ha

施設　センターハウス１棟、テントサイト108区画、多目的サイト１面（4,780㎡）、ケビン10棟、サニタリーハウス４棟、ドームハウス４棟

都市計画区域　都市計画区域外

(4) 履行期限

各業務の履行期限は、次の通りとする。ただし、本プロポーザルに提出された業務工程表の完了時期が各業務の履行期限より前である場合は、当該完了時期までとする。

ア　設計業務

令和４年８月 31 日頃まで（予定）

イ　建設工事

令和５年３月 15 日まで（基本最長工期）

３　要求水準書の変更

県は、本事業の事業期間中に法令等の変更、災害の発生その他特別の理由による業務内容の変更が必要となった場合は、要求水準の見直し及び変更を行うことがある。要求水準の変更に伴い、受注者が行う業務の内容に変更が生じるときは、必要な契約変更を行うものとする。

４　適用基準等

受注者は、関係する法令等を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、各種基準・指針等について本事業の要求仕様に照らして適宜参考とすること。

なお、その対応は受注者の責任において行うこととし、業務を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む。）についても、最新のものを参照し、適用すること。関係する主な法令や条例、基準・指針等の詳細は、以下を参照するとともに、記載がない基準・仕様書等においても発注者が必要と判断する場合はこれを遵守すること。

(1) 法令

・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
・振動規制法（昭和 61 年法律第 64 号）
・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）

・建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第 52 号）
・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
・その他関係法令

(2) 条例
・岩手県建築基準法施行条例（平成 12 年３月 28 日条例第 37 号）
・岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年３月 30 日条例第 22 号）
・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成 13 年 12 月 21 日条例第 71 号）
・循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年 12 月 16 日条例第 73 号）
・岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成５年 10 月 26 日条例第 35 号）
・ひとにやさしいまちづくり条例（平成 19 年 12 月 18 日条例第 74 号）
・みちのく岩手観光立県基本条例（平成 21 年３月 30 日条例第 28 号）
・その他関連する条例等

(3) 各種基準
・建築設備設計基準及び同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部整備課監修）
・公共建築工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備各工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・公共建築木造工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備各工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備各工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
・工事写真の撮り方（建築編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・工事写真の撮り方（建築設備編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・岩手県土木工事共通仕様書（最新版）
・岩手県設計業務等共通仕様書（最新版）
・建築構造設計指針及び解説（国・官庁営繕部）
・建築構造設計基準及び同資料（国・官庁営繕部）
・建築 CAD 図面作成要領（国・官庁営繕部）
・その他関連する基準・指針等

Ⅱ　要求水準

本事業に係る提案は、次に掲げる各項目の内容を満たす工事を実施するものとし、その具体的な工法等を提案し、金額を算定すること。また、次に掲げる項目以外についても、実施すべきと考えられる項目の積極的な提案を求める。

1　本事業の基本要件に係る要求水準

(1) 陸前高田オートキャンプ場が有する機能の発揮

陸前高田オートキャンプ場の設置目的と役割を十分に理解し、東日本大震災津波からの復興や地域経済に寄与する計画とすること。

(2) 事業実施体制

事業期間中、確実かつ円滑に実施できる体制を構築すること。

(3) 適切な工程・計画

設計・施工一括発注方式のメリットを生かした工期短縮に努め、履行期限までに完了できる具体的な計画とすること。

(4) コスト削減に対する創意工夫

本要求水準書の内容を遵守しつつ、イニシャル・ランニングの両面からの総合的なコスト削減のための創意工夫をすること。

(5) 維持管理に対する配慮

ア　施設や設備の保守・点検作業や清掃、更新等が効率的かつ容易に行えるよう、メンテナンス性に配慮すること。

イ　立地特性を考慮し、施設や設備の耐久性、耐候性、安全性に配慮すること。

(6) 環境（利用環境、周辺環境）に対する配慮

ア　すべての利用者が安全で快適に施設を利用できるよう配慮すること。

イ　周辺環境との調和等景観に配慮すること。

(7) 提案金額

提案金額は、整備内容に対して妥当な金額であること。

2　用地造成工事に関する要求水準

(1) 共通事項

ア　用地造成工事を行うに当たり、既存の芝生を有効活用できる工法を採用すること。

イ　テントの大型化に対応できるよう、テントサイトの区画の拡張やフリーサイトの整備を行うこと。なお、フリーサイトの整備を行う場合は、収容人数に応じて、近くに駐車場を整備すること。

ウ　設計に当たっては必要に応じて、地質調査を行うこととし、地盤改良等を行うこと。

エ　イニシャルコスト、ランニングコスト及び運用上の信頼性において最も有利と考える方式を提案すること。

(2) 設備に関する事項

ア　電源設備

既存の電源設備を可能な限り活用できる工法を採用すること。

イ　給排水設備

各テントサイトに設置されている炊事場は全て撤去すること。

ウ　その他

各テントサイトに設置されている岩は全て撤去すること。

3　センターハウスの改修整備に関する要求水準

(1) 共通事項

ア　内外装を改修すること。改修に当たっては、周辺景観と調和するよう、外観・色彩に配慮すること。

イ　特産品の販売スペースを整備すること。

ウ　浴室を改修すること。

エ　施設の用途に応じた備品等を整備すること。

オ　イニシャルコスト、ランニングコスト及び運用上の信頼性において最も有利と考える方式を提案すること。また、内外装や設備機器の清掃、保守・点検、更新などが容易に行えるよう配慮すること。加えて、高効率機器の導入など、エネルギー消費量の節約を図ること。

カ　長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めるほか、汎用性も考慮すること。

(2) 建築設備に関する事項

ア　照明器具は、原則的にＬＥＤとする。

イ　消防用設備は、消防法及び関係法令を遵守し機器を設置する。

ウ　給水配管は防錆に考慮し、露出部がある場合には節電を考慮した凍結防止対策を行うこと。

エ　設備機器は、保守点検、メンテナンスの容易なものとすること。

オ　寒冷地仕様の冷暖房設備を整備、省エネルギー化に考慮したものを設置すること。

カ　換気設備の給排気口は、防鳥・防虫対策を行うこと。

キ　Wi-Fi 設備を整備すること。

４　サニタリーハウスの改修整備に関する要求水準

(1) 共通事項

ア　内外装を改修すること。改修に当たっては、周辺景観と調和するよう、外観・色彩に配慮すること。

イ　施設の用途に応じた備品等を整備すること。

ウ　イニシャルコスト、ランニングコスト及び運用上の信頼性において最も有利と考える方式を提案すること。また、内外装や設備機器の清掃、保守・点検、更新などが容易に行えるよう配慮すること。加えて、高効率機器の導入など、エネルギー消費量の節約を図ること。

エ　長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めるほか、汎用性も考慮すること。

(2) 建築設備に関する事項

ア　照明器具は、原則的にＬＥＤとする。

イ　消防用設備は、消防法及び関係法令を遵守し機器を設置する。

ウ　給水配管は防錆に考慮し、露出部がある場合には節電を考慮した凍結防止対策を行うこと。

エ　設備機器は、保守点検、メンテナンスの容易なものとすること。
オ　寒冷地仕様の冷暖房設備を整備、省エネルギー化に考慮したものを設置すること。
カ　換気設備の給排気口は、防鳥・防虫対策を行うこと。
キ　Wi-Fi 設備を整備すること。
ク　炊事場は温水対応とすること。

５　ケビンの改修整備に関する要求水準

(1) 共通事項

ア　内外装を改修すること。改修に当たっては、周辺景観と調和するよう、外観・色彩に配慮すること。
イ　施設の用途に応じた備品等を整備すること。
ウ　イニシャルコスト、ランニングコスト及び運用上の信頼性において最も有利と考える方式を提案すること。また、内外装や設備機器の清掃、保守・点検、更新などが容易に行えるよう配慮すること。加えて、高効率機器の導入など、エネルギー消費量の節約を図ること。
エ　長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めるほか、汎用性も考慮すること。

(2) 建築設備に関する事項

ア　照明器具は、原則的にＬＥＤとする。
イ　消防用設備は、消防法及び関係法令を遵守し機器を設置する。
ウ　給水配管は防錆に考慮し、露出部がある場合には節電を考慮した凍結防止対策を行うこと。
エ　設備機器は、保守点検、メンテナンスの容易なものとすること。
オ　寒冷地仕様の冷暖房設備を整備、省エネルギー化に考慮したものを設置すること。
カ　換気設備の給排気口は、防鳥・防虫対策を行うこと。
キ　Wi-Fi 設備を整備すること。

６　グランピング施設の新設整備に関する要求水準

(1) 共通事項

ア　グランピング施設として集客を図ることができるものを新施設として建築すること。なお、新設に当たっては、ドームハウスを全て撤去し、この跡地に整備すること。
イ　新施設は、建築基準法の「建築物」（＝土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの）に該当するものとすること。

ウ　基礎の設計に当たっては凍結深度を考慮すること。また、必要に応じて地質調査を行うこととし、基礎の設計においては、構造体力上安全となるよう適正に杭や地盤改良等を行うこと。

エ　快適な室内環境及び外部環境が確保され、使いやすいものとすること。

オ　居室に関しては、カーテンを設置するなど利用者のプライバシーに配慮できるものとすること。

カ　新設に当たっては、周辺景観と調和するよう、外観・色彩に配慮すること。

キ　施設の用途に応じた備品等を整備すること。

ク　イニシャルコスト、ランニングコスト及び運用上の信頼性において最も有利と考える方式を提案すること。また、内外装や設備機器の清掃、保守・点検、更新などが容易に行えるよう配慮すること。加えて、高効率機器の導入など、エネルギー消費量の節約を図ること。

ケ　長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めるほか、汎用性も考慮すること。

(2) 建築設備に関する事項

ア　コンセントを設置すること。

イ　照明器具は、原則的にＬＥＤとする。

ウ　消防用設備は、消防法及び関係法令を遵守し機器を設置する。

エ　トイレを設置すること。

オ　シャワーや浴槽など、入浴施設を整備すること。

カ　必要数の給湯設備を設置すること。

キ　給水配管は防錆に考慮し、露出部がある場合には節電を考慮した凍結防止対策を行うこと。

ク　設備機器は、保守点検、メンテナンスの容易なものとすること。

ケ　寒冷地仕様の冷暖房設備を整備、省エネルギー化に考慮したものを設置すること。

コ　換気設備の給排気口は、防鳥・防虫対策を行うこと。

サ　Wi-Fi 設備を整備すること。

7　その他独自に配慮した点

１から６に記載したもののほか、施設運営や整備内容について、独自に配慮した点を提案のこと。

８　設計業務に関する要求水準

(1) 業務の範囲

設計業務（基本・実施設計）は、用地造成工事や既存建築物の改修工事、新施設建築工事、関連して必要となる工事を対象とし、その設計については、契約書、要求水準書等及び技術提案書に基づいて受注者の責任において行うものとする。また、受注者及び設計業務の責任者は、特に次の項目について注意し、業務を履行すること。

ア　設計業務の内容について県と協議し、協議内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しながら業務の目的を達成すること。また、業務の進捗状況に応じ、県に対して定期的に報告を行うこと。

イ　詳細工程表を含む設計計画書を作成し、県に提出して承認を得ること。また、業務の遂行上必要な各種申請等の手続きを速やかに行うとともに、関係機関との協議内容を県に報告し、必要に応じて各種許認可の書類の原本を県に提出すること。

ウ　設計業務の着手前に業務期間中における手戻りが発生しないよう、事前調査を適切に実施し、県と十分に協議すること。

エ　図面、工事費内訳書等の作成方法、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法については県の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序良く整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

オ　設計業務に当たり、諸官庁との調整業務全般を含む必要な各種許可申請、届出等がある場合は、受注者の責任において適切に実施し、県に報告すること。

カ　県が国や陸前高田市その他の関連機関に対して行う報告業務等に協力すること。

(2) 設計変更について

県は、必要があると認める場合、受注者に対して工期の変更を伴わず、かつ、受注者の技術提案を逸脱しない範囲で当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする。大幅な仕様変更により受注者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費等）が発生した場合は、県が当該費用を負担するものとする。一方、費用の減少が生じた場合は、本事業の対価の支払額を減じるものとする。

９　建設工事に関する要求水準

(1) 基本的な考え方

ア　要求水準書に定められた本事業の履行のために必要となる業務は、受注者の責任において実施すること。

イ　受注者は、事業スケジュールに支障がないよう、工事に当たって必要となる各種許認可届出等を受注者の責任において実施すること。

ウ　工事（設計に起因するものを含む。）に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、原則受注者の責任とする。ただし、受注者に起因する場合以外の場合については、この限りではない。

エ　本要求水準書に記載がない事項であっても、本事業の性質上当然必要となる工事については、受注者の負担により完全に実施すること。

オ　県が国、陸前高田市その他の関連機関に対して行う報告業務等に協力すること。

(2)　工事計画の策定に当たり留意すべき項目

ア　受注者は、着工に先立ち、県と施工計画について十分に協議を行い、工事に当たって必要となる安全対策を講じること。

イ　関係法令及び関係条例等を遵守し、関係する基準・指針等を参照して、適切な工事計画を策定すること。

ウ　騒音、悪臭、公害、粉じん発生、交通渋滞その他工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。

エ　受注者は、近隣への対応について事前、事後にその内容及び結果を県に報告すること。

(3)　着工前業務

ア　各種申請業務

　事業スケジュールに支障がないように各種申請等手続きを実施すること。必要な場合には、各種申請等の書類の原本を県に提出すること。

イ　申請等に係る負担金・手数料等の費用

　申請等に係る負担金・手数料等の費用は、受注者が負担すること。

ウ　近隣調査・準備調査等

　着工に先立ち、準備調査等（周辺建物影響調査を含む。）を十分に行い、工事の円滑な進行と安全を確保すること。

(4)　工事期間中業務

受注者は、各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って工事を実施すること。また、工事記録を常に整備するほか、次に計画に従って工事を実施すること。

ア　受注者は、工事進捗状況を県に月２回程度報告するほか、県から要請があれば工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

イ　受注者は、県と協議の上、必要に応じて各種検査、試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に県に連絡すること。

ウ　県は、受注者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

(5) 完成後業務

ア　受注者による自主検査

（ア）受注者は、受注者の責任及び費用において、自主検査及び機器等の試運転を実施すること。

（イ）自主検査及び機器等の試運転を実施する際は、その実施日を実施の７日前に県に書面で通知すること。

（ウ）県は、受注者が実施する自主検査及び機器等の試運転に立ち会うことができるものとする。

（エ）受注者は、自主検査及び機器等の試運転の結果について、試験結果報告書の写しを添えて県に報告すること。

（オ）成果品として、施工内容が分かる完成図書等を作成し、県に提出すること。

イ　県の完成検査等

県は、受注者による自主検査、測定物資（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン）に係る室内環境測定及び機器等の試運転の終了後、次の方法により行われる完成検査を実施する。

（ア）県は、施工企業及び監理技術者の立会いの下で完成検査を実施する。

（イ）完成検査は、完成図書等との照合等により実施する。

（ウ）受注者は、機器等の取扱いに関して、県への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。（取扱説明書、保証書等の提出）

（エ）受注者は、県が実施する完成検査の結果、要求水準に満たないものとして是正を求められた場合は、速やかにその内容について是正すること。

（オ）受注者は、県による完成検査後、問題がない場合には、県から完成検査の通知を受けるものとする。

10　セルフモニタリングの実施

(1) 基本的な考え方

本事業は、仕様を詳細に定めた発注ではなく、要求水準書に基づく技術提案により工事内容等を定めるものであることから、事業の各段階において工事内容等について受注者及び発注者が面談による相互確認等を行いながら、事業を進める。

しかし、面談による相互確認の機会は回数に限りがあることから、要求水準書及び技術提案等に基づき実施する内容を、受注者自らがチェックしながら事業を進める「セルフモニタリング」の手法を取り入れ、事業の節目で受注者及び発注

者が面談による相互確認等を行う。また、その結果に基づき必要に応じて業務プロセスを見直し、効果的な工事の実施につなげる。

(2) セルフモニタリングの実施方法

ア　要求水準、技術提案書の内容確認

設計開始前の準備段階において、要求水準書や技術提案書における理念的な内容など、具体的な内容の確認が必要な要素について確認を行う。具体的には、受注者及び発注者の双方の担当者間で要求水準書、技術提案書の読み合わせを行い、不明な事項について、協議・確認を行い、その結果については受注者が書面（協議報告書）に取りまとめることとする。

イ　要求水準チェックリストの作成

設計から施工までのモニタリングを行う共通様式として、設計・施工段階における要求水準等を網羅的にまとめた要求水準チェックリストにより、設計から施工までのモニタリングを行うこととする。これを発注者と受注者の関係者の全てが共有し、各段階でチェック項目への対応状況を確認することで、最終的に全てのチェック項目が満足できた状態が完成の前提となる。

なお、要求水準チェックリストは、本事業の設計・施工者プロポーザルにおいては、要求水準の提案書として使用することとする。

ウ　変更協議

設計を進める中で止むを得ず変更が必要となった場合は、発注者と十分協議を行った上で対応するものとし、変更を行った場合は、受注者がチェックリストへの記載及び書面（協議報告書）に取りまとめを行うこととする。

エ　設計段階

設計図書の確認及び承認は、設計内容が要求水準書や技術提案書を満たしていることを要求水準チェックリストにより確認することとする。

実施設計時には、建設工事に持ち越して「現場合わせ」とすることが少なくなるよう努め、施工者と確認を行いながら設計完了まで進めることとする。

オ　工事段階

工事期間中におけるモニタリングについては、主に工事監理者が監理した内容に基づき確認する。この際、要求水準チェックリストについても工事の監督に必要な書類として県に報告を行うこととする。また、工事監理内容のうち、特に安全性に深く関連する部分や施工後に再確認が困難となる部分などについては、工事が手戻りになることのないよう、工事監理方法について工事前に十分に協議、調整することとする。

このほか、県の技術担当者等が現場において工事状況を確認する際には、現場事務所に備え付けられている監理日報等の記録類も併せて確認し、報告内容との整合性が図られていることを確認することができることとする。

なお、設計段階と同様に、工事期間中に変更する必要が生じた場合においては、発注者と十分協議を行った上で、変更を行った場合は、チェックリストへの記載や文書による確認を行うこととする。

カ　完成確認

完成確認は、要求水準等に規定されている性能が満足されているかを総合的に確認するためのものであり、完成検査の内容を含めた設計・建設工事の履行確認を行うこととする。また、業務の履行については、設計・建設工事のチェックリストにより、完了を確認するとともに、設計図書どおりに施工されていることを確認することとする。